

こんなときどうする？

ワンクリック詐欺

Q

携帯電話で無料サイトを閲覧中に写真をクリックしたらいきなり登録完了画面になり、高額な登録料を請求された。

A

「ワンクリック詐欺」と呼ばれこれだけで法律上契約が成立しているとは言えないので支払う必要はありません。請求は無視してください。

この場合の注意点は、

- ① 支払いをしない。
- ② 相手に連絡しない。
- ③ 何度も請求メールが入る可能性があるが、クリックしない。必要ならアドレスを変更する。

ご不明な点、お困りの点は、ご相談ください。

□ 問合せ先 □

東信消費生活センター

0 2 6 8 (2 7) 8 5 1 7

町総務課

消費生活相談窓口

(3 2) 3 1 1 1 内線 1 0